

平成28年度 自治基本条例アンケート

平成21年7月に施行した「江別市自治基本条例」は、市民自治によるまちづくりを進める上での基本的なルールなどを定め、市民が主役のより良いまちづくりを目指すための条例です。

市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することをいいます。

このアンケートは、江別市において、市民自治によるまちづくりが進んでいるかどうかなどについて、皆さまから率直なご意見をお聞きするため、4年に1度実施するものです。

これからのまちづくりをより良いものとするため、アンケート調査に、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

※**9月20日(火)まで**に、ポストに投函くださいますようお願いいたします。

以下の設問について、当てはまる番号に○をつけてください。

問1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

問2 あなたの年代をお答えください。

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上



問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。

1. 内容までよく知っている 2. どのようなものかある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある 4. まったく知らない →問5へ

問4 問3で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市自治基本条例」を何で知りましたか。

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 出前講座 7. 知人や家族を通じて
8. その他()

◆情報共有についてお聞きします。

～自治基本条例(抄)～

(情報共有)

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

問5 江別市でお知らせしている情報に関して、主にどのようなものを利用して入手していますか。(特に利用しているものを3つまで選んでください)

1. 広報えべつ
2. 市のホームページ
3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞
5. 情報公開コーナー
6. 出前講座
7. 自治会回覧
8. 知人を通じて
9. その他 ()

問6 まちづくりに関する情報を得やすくするために何が重要だと思いますか。(3つまで選んでください)

1. まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する
2. まちづくりに関する情報を集めたホームページを整備する
3. まちづくりに関する情報を集めた施設を整備する
4. パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす
5. 広報えべつの内容を充実させる
6. まちづくりに関するセミナーを開催する
7. その他 ()



◆市民参加についてお聞きします。

～自治基本条例(抄)～

(市民参加の推進)

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問7 「江別市市民参加条例」が昨年10月に施行されたことを知っていますか。

1. 内容までよく知っている
2. どのようなものかある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある
4. まったく知らない →問9へ

問8 問7で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか。

1. 広報えべつ
2. 市のホームページ
3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞
5. 情報公開コーナー
6. 出前講座
7. 知人や家族を通じて
8. その他 ()

問9 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。

1. 十分あると思う
2. やや思う
3. 普通
4. あまり機会があると思わない
5. まったく思わない

※差し支えがなければ、理由をお聞かせください。

()

問10 市民参加の方法として、市民参加条例では以下のものを定めています。これまでに参加したことがあるものに○をつけてください。

1. 審議会などの附属機関等（委員・傍聴）
2. パブリックコメント
3. 市民説明会
4. ワークショップ
5. アンケート調査（本アンケート以外で）
6. 参加したことがない

○附属機関等

・学識経験者、関係団体、市民等が、話し合いを通じて合意形成を図っていくものです。審議会、委員会、協議会などがあります。

○パブリックコメント

・市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報をいただくものです。提出された意見等に対して、市の考え方を公表します。

○市民説明会

・市が事業の内容などを市民に説明して、直接意見をいただくものです。

○ワークショップ

・さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場です。

○アンケート調査

・市民の意向を把握するために、あらかじめ用意された質問について回答してもらうものです。



問11 市民参加を推進するためには、何が有効だと思いますか。（3つまで選んでください）

1. 附属機関等
2. パブリックコメント
3. 市民説明会
4. ワークショップ
5. アンケート調査
6. 新たな政策などについて、市に意見が出せる制度
7. 市民参加などについて、市民が話し合える場
8. その他（ ）

問12 以下の市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が重要だと思いますか。（1つだけ選んでください）

(1) 附属機関等

1. 制度自体のPRを行う
2. 開催する時間帯を工夫する
3. 参加方法を分かりやすく知らせる
4. 意見がどのように反映されるか知らせる
5. その他（ ）

(2) パブリックコメント

1. 制度自体のPRを行う
2. 簡単に意見を出せるようにする
3. 意見の提出方法を分かりやすくする
4. 意見を出せる機会を増やす
5. 計画や方針の内容を分かりやすく知らせる
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる
7. その他()

問13 条例第24条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

◆市民協働についてお聞きします。

自治基本条例では、「まちづくりの基本的な仕組みである参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任をもって考え、積極的に行動すること」を市民自治の基本理念と定めています。

自治基本条例において、「協働」は以下のように定義しています。

○協働

・市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

～自治基本条例（抄）～

（市民協働の推進）

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。

3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないように配慮するものとする。

4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問14 江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。

1. 非常に進んでいる
2. 進んでいる方である
3. あまり進んでいない
4. 進んでいない
5. 分からない

※差し支えが無ければ、理由をお聞かせください。



問15 まちづくり活動（自治会・市民活動団体・ボランティア活動等）に参加したことがありますか。

1. 現在も積極的に参加している
2. 現在もときどき参加している
3. 過去に参加したことがある
4. 参加したことはないが、今後参加してみたい
5. 参加したいと思わない
6. どちらともいえない



問16 まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

1. 時間
2. 活動する場所
3. 健康や体力
4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ
6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報
8. 関心や興味
9. 条例・規則などによる仕組み
10. その他（ ）

問17 問16の設問にある「2. 活動する場所」として次の施設を知っていますか。

(1) 公民館・住区会館（自治会館）

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

(2) 江別市民活動センター・あい

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

(3) 江別市社会福祉協議会

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

問18 条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

◆情報公開制度についてお聞きします。

○情報公開制度

・市が持っている文書や情報を皆さんからの求めに応じて公開する制度です。

～自治基本条例（抄）～

（情報公開）

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問19 情報公開制度があることを知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない

問20 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報について知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。江別市は、この趣旨にのっとり、適正に情報を公開していると思いますか。

1. 適正に公開していると思う 2. まあまあ公開していると思う
3. 普通 4. 足りない 5. その他 ()

◆個人情報保護制度についてお聞きします。

○個人情報保護制度

・市が所有する市民の皆さんの個人情報について、具体的な管理ルールを定め、扱われている自分の情報の開示や訂正を求めることができる制度です。

～自治基本条例（抄）～

（個人情報の保護）

第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問21 個人情報保護制度があることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない



問22 江別市では、条例や制度の趣旨にのっとり、適正に個人情報を保護していると思いますか。

1. 適正に保護している 2. 普通 3. もっと厳格にするべきである
4. その他 ()

◆その他についてお聞きします。

問23 今後の江別市における市民自治、市民参加、市民協働、自治基本条例の内容など、まちづくりを進めるうえで、ご意見があれば記入願います。

（自治基本条例の内容については、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」を参照願います。）

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封した返信用封筒（切手不要）にて、9月20日（火）までに投函くださいますよう、お願いいたします。

